

6 騒音振動関係環境基準等

(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の 類型	該 当 地 域	基準値（等価騒音レベル L_{Aeq} ）	
		昼 間 （午前6時から 午後10時まで）	夜 間 （午後10時から 翌日午前6時まで）
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地 域 の 区 分	基準値（等価騒音レベル L_{Aeq} ）	
	昼 間 （午前6時から 午後10時まで）	夜 間 （午後10時から 翌日午前6時まで）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考・車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

・地域の類型は、騒音に係る環境基準（一般地域）によるものとする。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値（等価騒音レベル L_{Aeq} ）	
昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日午前6時まで）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

備考1「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）
- (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

2「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

(3) 自動車騒音に係る要請限度

(等価騒音レベル L_{Aeq})

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 (午前6時から 午後10時まで)	夜 間 (午後10時から 翌日午前6時まで)
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

(注) a 区域：第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
田園住居地域

b 区域：第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域

c 区域：近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15 m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20 mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、特例として次のとおりとする。

(等価騒音レベル L_{Aeq})

昼 間	夜 間
75デシベル	70デシベル

(4) 道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
	該 当 地 域	昼 間 (午前8時から 午後7時まで)	夜 間 (午後7時から 翌日午前8時まで)
区 第 域 一 種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域 第一種住居地域、第二種住居地域 準住居地域、無指定	65	60
区 第 域 二 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

(5) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

類型	基準値	地 域
I	70以下	下記に掲げる地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種住居低層専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに未指定地域
II	75以下	下記に掲げる地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) 類型の当てはめをする地域

新幹線鉄道の本線の線路の中心線から両側それぞれ400 m以内の地域（多摩川橋りょうの周辺地域については、橋りょうの県寄りの先端の線路の中心から半径600 mの円内の地域）。ただし、工業専用地域並びに河川法に定める河川区域を除く。

(6) 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）

公布日：昭和51年3月12日 環大特32号 環境庁長官から運輸大臣あて

新幹線鉄道の列車の走行に伴い発生する振動は著しく、沿線の一部の地域においては、看過しがたい被害を生じている。このような現状に対処するため、新幹線鉄道振動対策に係る下記の当面の指針等を達成する必要があるので、所要の措置を講ずるよう勧告する。

指針

新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70デシベルを超える地域について緊急に振動源及び振動防止対策を講ずること。

（ここでいう補正加速度レベルは、振動レベルと同一のものである。）

(7) 航空機騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

類型	基準値	地 域
I	57以下	下記に掲げる地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同号に規定する用途地域の定めのない地域
II	62以下	下記に掲げる地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) 類型の当てはめをする地域

川崎市川崎区のうち県道東京大師横浜と多摩川の右岸との交点を起点とし、同所から同川右岸に沿って東に進み多摩運河の西側の水際線との交点に至り、同所から同線に沿って南西に進み大師運河の北側の水際線との交点に至り、同所から同線を西に進み末広運河の東側の水際線との交点に至り、同所から同運河の水際線に沿って進み大師運河の西側の水際線との交点に至り、同所から同線に沿って南に進み千鳥運河の北側の水際線との交点に至り、同所から同線に沿って南西に進み国道132号との交点に至り、同所から同国道に沿って西に進み県道東京大師横浜との交点に至り、同所から起点に至る線により囲まれた地域（当該地域に接する河川法（昭和39年法律第167号）第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域を含み、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く。）